

個人住民税の特別徴収 Q & A

～事業主の方々向け～

Q1

今まで特別徴収をしなくても特に問題がなかったのに、何か変わったのですか。

これまでも、所得税の源泉徴収義務のある事業主は、法令の規定により従業員の個人住民税を特別徴収することが義務づけられておりましたが、徹底されていませんでした。

このため、福島県では、国の指導や全国的な状況を踏まえ、県と県内すべての市町村が連携して、個人住民税の特別徴収の徹底に取り組むことにしたところです。

南会津地区では、南会津地区地方税滞納整理推進会議において検討した結果、平成28年度から対象となる事業主を特別徴収義務者として一斉指定することとしましたので、御理解、御協力をお願いします。

Q2

どのような場合に特別徴収しなければなりませんか。

従業員が前年中に給与の支払を受けており、かつ、当年の4月1日において給与の支払を受けている場合、事業主は特別徴収しなければならないことになっています。

Q3

事務職員の負担が増えるため、対応することが難しいのですが・・・。

所得税の源泉徴収義務がある事業主は、法令の規定により従業員の個人住民税を特別徴収することが義務づけられており、経理担当者の業務繁忙等を理由として特別徴収を行わないことは認められていません。

なお、個人住民税の税額計算は市町村が行いますので、所得税の源泉徴収のように、税額を計算したり年末調整をしたりする手間がかかりません。

Q4

パートやアルバイトの従業員も特別徴収しなければなりませんか。

パートやアルバイトであっても、前年中に給与の支払を受けており、かつ、当年の4月1日において給与の支払を受けている場合は特別徴収することになっています。

Q5

従業員の少ない事業所でも特別徴収しなければなりませんか。

従業員の少ない事業所でも特別徴収しなければなりません。

なお、従業員（納税義務者）が常時10人未満の事業所の場合は、市町村に対し申請して承認を受けることにより、年12回の納期を年2回にする制度（納期の特例）がありますので、各町村の個人住民税担当課に御確認ください。

Q6

従業員から普通徴収で納めたいと言われたのですが・・・。

所得税の源泉徴収義務のある事業主は、特別徴収しなければならないことになっています。従業員個々の希望により普通徴収を選択することはできません。

Q7

特別徴収により納税するには、どのような手続きをすればよいですか。

特に申請書等を提出していただく必要はありません。例年どおり1月末までに「給与支払報告書」を御提出いただければ、その内容を確認させていただいて、特別徴収の取扱いをいたします。